

農林水産用

ドローン総合保険



農業や林業、漁業を取り巻く
幅広い分野での様々な場面で
ドローンが活用されています。



でも、ドローンの活用にはこんな**リスク**が！

機体事故 事故例

操作誤りにより、架線と接触し
機体が破損した。



フライト中、機体に雷を
受けて操縦不能になり落
下し破損した。



倉庫に保管していたドローンが
盗難にあった。

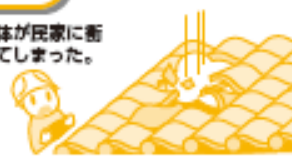


フライト中に機体の行方
がわからなくなり、機体
の捜索のため交通費や借
泊費が必要となった。



賠償事故 事故例

操縦ミスにより機体が民家に衝
突し、屋根を壊してしまっ
た。



ドローンの着陸時に目測を
誤り、歩行者に接触しケガ
をさせてしまった。



ドローンで散布した
農薬が風に流され、
隣接する農家の畑に
飛散した為、雑草を
枯らし、農産物とし
て出荷できなくなっ
た。



ドローンが操縦ミスにより
誤って道路上に墜落し、線
路の損害はなかったもの
の、ドローンの除去のため
に電車の運転を停止させ、
賠償責任を負った。



万が一のドローン機体の損害や
第三者への法律上の賠償責任に備え、
農林水産用ドローン総合保険をおすすめします！
是非、ご加入をご検討ください！

農林水産用ドローン総合保険の5つのポイント

ポイント1 新価(再調達価額)で保険金をお支払い！(機体補償)

この保険契約では、保険の対象となるドローンの機体の保険金額を新価で設定します。
万が一の事故の際は、新価をもとに保険金をお支払いします。(支払限度額を設定した場合は、その限度額が上限となります。)
新価での保険金のお支払いなので、修理代や交換費用の持ち出しがありません。(10等級から0等級の契約で、初回事故の場合)
新価(再調達価額)とは保険の対象であるドローンと同一の品、用途、容量、型、能力のものを再調達するのに要する額をいいます。

ポイント2 事故がなければ翌年の保険料が**割安**に！(機体補償)

保険料は、事故の有無により変動する等級制度を採用しています。事故がなければ、翌年継続時の更改保険料がお安くなります(1等級～10等級の更改保険料は同一となります。)

ポイント3 3機以上の契約をまとめることで保険料を**5%引き**！(機体補償)

1保険証券で3機以上のドローンを契約する場合に「多数契約割引」を適用し、保険料を5%割り引きます。

ポイント4 農薬の飛散等の**ドリフトリスク**も対象に！(賠償責任補償)

農薬や肥料の散布、種子の散播について、風に流され、隣接する農家の農作物に被害を与えた場合などのドリフトリスクも補償の対象にしています。

ポイント5 様々な特約を**自動付帯**！(賠償責任補償)

他人に迷惑をかけた場合に負担する法律上の賠償責任について、様々なケースに対応できる各種特約をセットしたプランをご用意しています。

このチラシは保険の概要を説明したものです。補償内容は農林水産用ドローン総合保険パンフレット(PE112000)とあわせてご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災海上保険株式会社にお問い合わせください。

このチラシにおける「農林水産用ドローン総合保険」は、賠償責任補償と第三者賠償責任保険(ドローン 農林水産用)特約付帯のセット商品です。

お問い合わせ先
共栄火災海上保険株式会社
熊本支社

〒860-0023
熊本市中心区河原町25番地
TEL096-355-5177
FAX096-328-5697

引当保険会社 共栄火災海上保険株式会社

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoaikasai.co.jp/>